

新潟県条例第37号

新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																									
<p style="text-align: center;">(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、旅館業を営む者がその営業の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 収容定員</p> <p style="padding-left: 2em;">客室の収容定員は、次によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 簡易宿所については、客室ごとに有効面積1.65平方メートル <u>（収容定員の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設（旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項第1号から第3号までに掲げるものを除く。）及び省令第5条第1項第4号に掲げる施設にあつては、3.3平方メートル）</u> について1人</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(ホテル営業及び旅館営業の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">便器数</th> </tr> <tr> <th>大便器</th> <th>小便器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td>6人以上10人以下</td> <td style="text-align: center;">2個</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 2em;">ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所に</p>	収容定員	便器数		大便器	小便器	5人以下	1個	1個	6人以上10人以下	2個	1個	(略)			<p style="text-align: center;">(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、旅館業を営む者がその営業の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 収容定員</p> <p style="padding-left: 2em;">客室の収容定員は、次によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 簡易宿所については、客室ごとに有効面積1.65平方メートル（旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項第4号に掲げる施設にあつては、3.3平方メートル） について1人</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(ホテル営業及び旅館営業の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">便器数</th> </tr> <tr> <th>大便器</th> <th>小便器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以下</td> <td style="text-align: center;">2個</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 2em;">ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所に</p>	収容定員	便器数		大便器	小便器	10人以下	2個	1個	(略)		
収容定員		便器数																								
	大便器	小便器																								
5人以下	1個	1個																								
6人以上10人以下	2個	1個																								
(略)																										
収容定員	便器数																									
	大便器	小便器																								
10人以下	2個	1個																								
(略)																										

は、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

(8)～(10) (略)

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号に定める基準に適合する玄関帳場を有すること。ただし、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

ア 玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(1)の2 前条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

(5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって収容定員の数を10人未満とする場合は、この限りでない。

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、簡易宿所については、第1号(第6条第2号に係る部分に限る。)及び第3号の基準は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所については、4.8平方メートル以上であること。

は、男子用及び女子用の区分があること。

(8)～(10) (略)

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。

(3)・(4) (略)

(5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。

(3)・(4) (略)

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。

(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第3号ア、第4号、第6号、第7号ア及び第10号、第7条第3号及び第4号並びに前条第4号本文に定めるとおりとする。

(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第3号ア、第4号、第6号、第7号ア及び第10号、第7条第3号及び第4号並びに前条第4号に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。